シリーズ　環境先進県づくり

ともに環境問題に取り組みましょう

環境先進県づくり

20世紀後半、私たちは大量生産、大量消費、大量廃棄という生活様式を続けてきました。その結果、便利さと引き換えに深刻な環境問題を抱えたまま、21世紀を迎えています。

今までの生活様式を改め、三重県が先頭に立って、環境への負担の少ない「循環型社会」へ移行しようという取り組みが「環境先進県づくり」です。環境先進県となるためには、県民・企業のみなさんと行政が協力し、県全体で取り組んでいくことが必要です。

県政だよりみえでは、みなさんと共に環境問題を考えるため、今月から、シリーズ「環境先進県づくり」を掲載していきます。

ISO14001

環境問題の解決に向け、県では、さまざまな取り組みを行っていますが、その一つが、ISO14001の取り組みです。

県では、まず、自らの出すごみの量やエネルギーの消費量を削減し、県の仕事によって生じる環境への負担を小さくする方法として、ISO14001を取り入れました。これは、※国際標準化機構（ISO）が定めた環境管理システムに関する規格で、「環境ISO」とも呼ばれています。規格に適合した取り組みを行っていると認められた企業・団体等が認証され、認証後も継続的に取り組んでいかなければなりません。

県庁では、ISO14001の導入の結果、平成11（1999）年度には、前年度に比べ、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の発生を258・1トン（炭素換算量）削減することができました。これは、50年生のスギ林76ヘクタールが1年間に吸収する量に当たります。

県庁に続き、平成12（2000）年度には、すべての県民局がISO14001の認証を受けました。

また、県内の事業所の認証取得率は、現在全国第2位ですが、日本一になるよう、企業等への普及も進めています。

※国際標準化機構（ISO）　さまざまな分野の国際的な規格を定めている組織。スイスのジュネーブに本部がある。

環境県民運動の展開

環境先進県づくりは、県民や企業などすべてのみなさんとの協働がなければ達成することはできません。そこで、NPO（民間非営利組織）や企業、市町村と県とのネットワークをつくり、環境への負担を減らす取り組みを始めています。例えば、これまでに次のような取り組みを行ってきました。

◎夏の一定期間、冷房を弱くしても快適に仕事ができるよう、ネクタイや上着を着用しないなど軽装で仕事をする「エコスタイル」を推進しました。

◎県民、NPO、学識経験者等のみなさんをメンバーとして昨年2月に設立された「三重環境県民会議」が、県の拠出による3億円の基金を活用して、自主的な環境活動に取り組むグループ等を支援しています。

今後もいろいろな提案をしていきます。

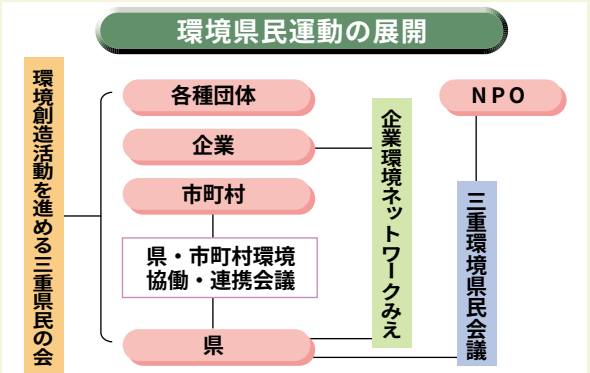

三重県公害防止条例の改正

環境問題への取り組みが進む中、今年3月に、「三重県公害防止条例」が「三重県生活環境の保全に関する条例」に改正されました。

昭和46（1971）年に制定された公害防止条例では、産業公害を防止することに重点が置かれていました。しかし、今回の改正で、公害の防止に加え、身近な生活環境から地球環境に至るまで、さまざまな環境問題に対応できるようになります。

例えば、ダイオキシン類の発生を抑制するため、法律で規制されていない簡易な焼却施設の使用や廃プラスチックの焼却が禁止されます。

このほか、自動車の駐車時のアイドリングの禁止、生活排水による水質汚濁の防止、産業廃棄物の適正処理、放置されている自動車の撤去、地球温暖化やオゾン層の破壊の防止などの内容が盛り込まれています。

三重県リサイクル製品利用推進条例の制定

三重県公害防止条例の改正と同じく、今年3月、議員提案による「三重県リサイクル製品利用推進条例」が制定されました。

リサイクル製品とは、今までなら捨てられていたような物を、原材料や部品として再利用し、生産された製品のことをいいます。

条例の主な内容を紹介します。

●みんなで取り組みます

◎県は、リサイクル製品の利用を推進するため、積極的な取り組みを行います。

◎県民・事業者のみなさんには、物を買ったり借りたりするときは、できるだけリサイクル製品を選ぶように努めていただきます。

●「リサイクル製品」を認定します

◎申請に基づき、県は、生産場所、原材料、環境面等の基準に適合する製品を「リサイクル製品」として認定します。

◎県は、認定したリサイクル製品を、性能、品質、価格等を考慮しながら、優先的に使用するよう努めます。また、その使用状況を毎年度公表します。

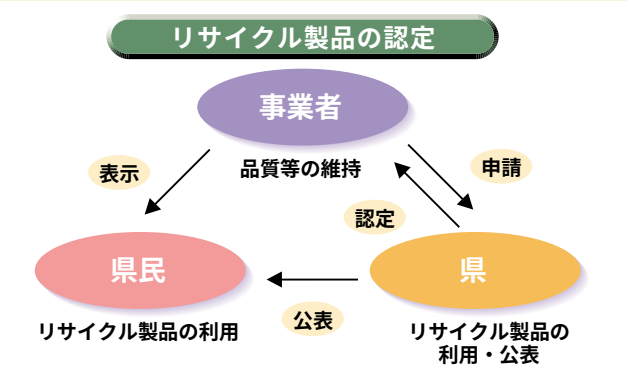

◎県は、認定したリサイクル製品に関する情報を公表します。

◎県が認定したリサイクル製品には、認定された製品であることが分かるよう表示することができます。

◎県が認定したリサイクル製品を生産する者は、毎年検査を行い、その製品の性能や品質を維持しなければなりません。

条例は10月1日から施行され、県が行うリサイクル製品の認定も同じ日から開始します。

このように、県だけではなく、県民・事業者のみなさんにも、積極的にリサイクル製品の利用を推進していただける仕組みとなっています。循環型社会を築くため、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

第10回地球環境大賞の「優秀環境自治体賞」受賞が決定

「環境先進県づくり」の取り組みが評価され、三重県は、第10回地球環境大賞の「優秀環境自治体賞」を受賞することになりました。

地球環境大賞は、人と自然の共生、産業の発展と地球環境の共生に向け、環境保全活動に貢献している企業や自治体を表彰するものです。世界最大の民間自然保護団体である「財団法人世界自然保護基金」の日本委員会が協力、経済産業省、環境省、文部科学省が後援して、東京に本社のある新聞社が毎年実施しています。

「優秀環境自治体賞」は、自治体が応募できる部門として第7回から加えられました。三重県は、都道府県では全国で3番目の受賞になります。

贈賞式は4月18日(水)に東京で行われます。

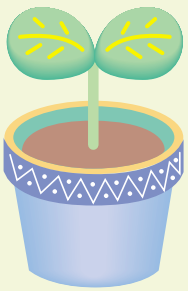

これまでの生活様式を変え、循環型社会を築くことは簡単なことではありませんが、実現に向け、みなさんとの協働により、「環境先進県づくり」をさらに進めていきます。

問い合わせ先
環境創造室（生活環境の保全に関する条例）
☎059・224・2411
環境政策課（リサイクル条例ほか）
☎059・224・2309
FAX059・224・3024
電子メール kankyo@pref.mie.jp

一口コラム 同和問題の解決のために

みなさんの人権を守るために
～「人権相談」をご利用ください～

「これは人権にかかわる問題だと思うけれど、だれにも相談できない。」

「悩んでいる友達の力になりたいんだけど…。」

このようにお悩みの方は、県人権センターにご相談ください。

センターでは、みなさんの人権を守るため、人権に関するあらゆる相談に応じています。職場や学校、家庭、地域での、同和問題、女性や子ども、高齢者等の人権にかかわる問題について、電話・面接により、相談をお受けしています。

また、弁護士や大学教授による「法律相談」、心の悩みについての「心理カウンセラーによる相談」も行っています。いずれも無料ですが、予約が必要ですので、まず、お電話ください。

さらに、県内にはたくさんの専門相談機関がありますので、それらの機関を紹介させていただくこともできます。

このほか、学校や事業所等での人権・同和教育の進め方や研修資料に関する相談もお受けしています。

どうぞ、気軽にご相談ください。

相談案内

※すべて無料です。
※所在地は、各センターとも津市一身田大古曽693－1です。

人権センター　人権相談
☎059（233）5500
◎相談員による相談
月～金曜日　9時～17時
◎弁護士等による法律相談（要予約）
毎週水曜日　13時～16時
◎心理カウンセラーによる悩み相談（要予約）
第4木曜日　9時～12時

労働対策センター　労働相談（労働問題にかかわる相談）
☎059（233）5516
月～金曜日　9時～17時

同和教育センター　教育相談
主に教職員や行政職員を対象に、同和教育を進める上での悩みや課題について共に考えます。
☎059（233）5522
月～金曜日　9時～17時

※人権にかかわる相談窓口を11ページで、女性相談所を9ページで紹介しています。ご覧ください。